

## 役員報酬等の支給の基準に関する規程

### (目的)

第 条 この規程は、学校法人帝京大学(以下「本法人」という。)の寄附行為第 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 定義等

第 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
この役員報酬には、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第 条 役員に対しては、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職金

### (報酬等の額の算定方法)

第 条 常勤の役員に対する報酬総額(年額、賞与を含む。)は 金 百万円 を上限とし、その範囲内で理事会の承認を得て理事長が決定する。

非常勤の役員に対する報酬の額(年額)は 金 百万円 を上限とし、その範囲内で理事会の承認を得て理事長が決定する。

役員退職金は別表に定める算式により算出される額を基準とし、理事会の承認を得て理事長が決定する。

### (報酬等の支給方法)

第 条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月 日(但し支給日が土曜日、国民の祝日又は休日に当たるときは原則として前日に繰り上げて支払うものとする。)

(2) 賞与 毎年 月及び 月

(3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、原則として1か月以内

報酬等は、本人の 指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことによって支払う。ただし本人が同意しない場合は全額を通貨によって支払う。また、退職金の支払いにおいて、本人が死亡した場合には、その遺族に支給する。

報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

但し、退職金については、以下のいずれかに該当する場合には支給しない。

- ・懲戒による免職
- ・禁固以上の刑に処せられたことによる退職
- ・以上に係る場合のほか、支給制限に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める

(費用)

第 条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 条 役員の報酬は、役員に就任した日の属する月より支給し、退任した日の属する月まで支給する。

月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算とする。

(端数の処理)

第 条 この規程により、計算金額に 円未満の端数が生じたときは、これを 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 条 本法人は、この規程をもって、私立学校法第 条の 第 号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この基準は、西暦 年 月 日より施行する。

【別表】(役員退職金算定式)

報酬金額(年額)×5%×勤続年数×係数